

八位上矢作部。每世賜姓矢作部連。

〔三代實錄_{二十}〕貞觀十六年十二月廿五日己卯山城國久世郡人造兵司史生從七位下子部貞本主殿寮史生從八位下子部氏雄等賜姓子部宿禰其先天御中主尊之後也。

〔類聚名物考_{姓氏七}〕訓未詳部

史戸 ふひとべ

姓氏錄_{下末百卅九左}攝津國諸蕃漢城人韓氏劉德之後也。

案に卷中に此例少し、次下に_{百五十二左}未定雜姓の中にも朝戸あり、それのみなり、戸は部と同訓にて通はし用るにや、令條延喜式等には泉戸陵戸等の名見えたり、その類ひにや、又_アは部の略草アに作れば戸に誤れる歟も亦知るべからず。

〔續日本紀_{二十}〕天平寶字元年四月辛巳勅白_{略中}高麗百濟新羅人等久慕聖化來附我俗志願給姓悉聽許之、其戸籍記无姓及族字於理不穩宜爲改正、

〔氏族考_上〕此族字は今世に現存れる大寶の戸籍_二もを考ふるに、物部連の戸籍には、其氏人を物部連族某、また出雲臣の氏人をば、出雲臣族某と記す例なれば、新に歸化て、未だ姓氏なき蕃人の戸籍には、某族_二記さる、は穩かならぬ故に、改めて姓を賜はむとの詔なり、上に除族字_二云は戸主になりたる上より云るものなるべし。

〔大日本史_{氏族}〕按古書間有記某氏族某者、意其疏屬未賜姓、附其本籍、故注族字歟、附以備考、〔續日本紀_六〕元明和銅七年六月己巳、若帶日子姓、爲觸國諱_{○成務}改因居地賜之國造人姓、除人字、寺人姓、本是物部族也。

〔續日本紀_九〕武神龜二年十月庚申、天皇幸難波宮、幸未詔近宮三郡司授位賜祿各有差、國人少初位下掃守連族廣山等除於子_{○於子二字}恐族字誤